

東京2020大会を応援しよう

元オリンピック選手の小塚崇彦さんと船上トークセッション 船から見る東京2020オリンピックの 競技開催予定地めぐり

2018
9/土曜日
29

普段は体験できない特別企画！

東京2020オリンピックの競技開催予定地を船上から実際に見ることで、2年後には、この思い出と共に東京2020大会の感動を実感いただけることでしょう！

パンクーパー2010冬季大会 フィギュアスケート日本代表、現JOCオリンピックムーブメントアンバサダーの小塚崇彦さんと貸切船で交流しながら、東京2020オリンピックの開催予定地を巡ります。

※やむを得ない事情により出演者や航路が変更になる場合があります。

日帰り / 現地集合・現地解散

※写真は全てイメージです。



パンクーパー2010 冬季大会 フィギュアスケート日本代表

小塚崇彦さん



写真はイメージです

東京タワーやお台場を臨む
水上バス乗り場



写真はイメージです

徳川将軍家ゆかりの日本庭園
東京湾海水を引く潮入の池が有名

写真提供 | 一般社団法人中央区観光協会



写真はイメージです

日本を代表する
食文化の中心地

写真提供 | 一般社団法人中央区観光協会

日の出棧橋	クルーズ 小塚さんとトークセッション	日の出棧橋	浜離宮恩賜公園	築地場外市場	築地駅
10:10 集合	10:30 出港	60分間	11:30 到着	11:45~12:45	13:00~14:20
大徒歩	大徒歩	東京2020オリンピック 開催予定地めぐり	大徒歩	大徒歩	大徒歩
			將軍塚の別邸や国の離宮として 使われた名園をガイド同行で散策	築地でお寿司の昼食と 築地場外市場で散策	解散

選手村・バレーボール・体操・テニス・ビーチバレーボール・トライアスロンの競技開催の予定地を巡ります。 お食事 | 朝: X 昼: O 夕: X

KNT-CTホールディングスは、東京2020オリンピック競技大会のオフィシャル旅行サービスパートナーです。
㈱近畿日本ツーリスト首都圏は、KNT-CTホールディングスのグループ会社です。

- 日程：平成30年9月29日（土） 1日間
- 募集人数：50名様 ※最少催行人員25名。定員を超えた場合、抽選となります。
- 参加資格：ソウェルクラブ静岡会員とその家族4名様まで
- 旅行代金：＜会員・非会員同額＞お一人様大人（中学生以上）@5,500円 子供（4歳～小学生）@5,000円 3歳未満無料
- 旅行代金に含むもの：昼食代、行程中の入場料、クルーズ費用（東京都観光汽船）、旅行傷害保険料
- 旅行代金に含まれないもの：集合場所（日の出棧橋駅）までの交通費、解散場所（築地駅）からの交通費
- 添乗員：日の出棧橋集合から築地駅解散まで同行いたします。

旅行企画・実施（お問合わせ・お申込先）
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 静岡支店

旅行代金算出基準日：平成30年7月20日

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6-1-1
観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
旅行業公正取引協議会会員

TEL: 054-254-4646 FAX: 054-255-6639

営業日・営業時間：月～金 09:30～17:30（土日祝日休み）
*休業日と営業時間外の取消・変更のお申込には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。
総合旅行業務取扱管理者：加藤滋幹・荒井秀介・小林英之
*総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

- 申込方法 9月3日（月）締切
- (1) 申込書にご記入の上、左記へ送付もしくはファックスください。
 - (2) 当選された代表者様へ口座情報を連絡させていただきます。
 - (3) JR券・宿泊等の手配が必要な方は左記お問い合わせ先に別途ご相談ください。

パンフレット作成日：平成30年7月27日 管理番号国内 0440-1807-1014

9/29 (土) 出発 現地集合プランお申込書

年 月 日記入

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 御中

別紙パンフレット記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜等のために必要な範囲内で運送・宿泊機関等、保険会社、免税店等へ個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

申込受付先：株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 静岡支店《ソウェルクラブ静岡交流事業》受付係

FAX：054-255-6639

勤務先施設名	施設住所	施設TEL	施設FAX
	〒		

参加希望者

氏名	年齢	続柄	自宅住所	自宅TEL	会員番号
				220-	-
				220-	-
				220-	-
				220-	-
				220-	-

【申込人数】

大人（中学生以上）5,500円	子ども（4歳～小学生）5,000円	3歳未満 無料	合計
名様	名様	名様	名様

ご旅行条件書

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお知らせください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
 - 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 旅行中に天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けられるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けられます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- 旅行代金が増額された場合。
- 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通の実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することができます（一部例外）

- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- 申込条件の不適合
- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与しない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害については、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものも認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交際

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交際することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

- 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。
- 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交際することができます。募集型企画旅行契約約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5より交付する契約書面の一部になります。